## 電力・ガス取引監視等委員会からの報告徴収に対する報告書の提出について

2024年4月30日 東京電力エナジーパートナー株式会社

当社は、本日、電力・ガス取引監視等委員会(以下、「同委員会」)から 2024 年 3 月 28 日に受領した「東京電力パワーグリッド株式会社が託送供給等業務で 知り得た情報の閲覧事象等について(報告徴収)」に対する調査結果をとりまとめ、同委員会へ報告しましたのでお知らせいたします。

本来、閲覧が制限されるべきシステム\*\*に適切なアクセス遮断等の措置がなされていなかったために、当社社員(派遣社員・委託社員含む)が、東京電力パワーグリッド株式会社(以下、「東電 PG」)が託送供給等業務で取得したお客さま情報(住所・氏名・電話番号等)を閲覧できる状態にありましたが、当社として全社員(派遣社員・委託社員含む)を対象に社内調査した結果、営業等の目的での閲覧はなかったことを確認いたしました。

なお、本事案確認後、当社社員が当該システムへアクセスできないよう、東電 PGにてアクセス権限の設定変更(アクセス遮断)がなされております。

当社といたしましては、引き続き、関係者へのヒアリングを進めるとともに、 今後、同様の事案が発生しないよう、必要な再発防止策を速やかに講じてまいり ます。

## ※本事案の対象となるシステム

・要請応対システム

お客さまから承った東京電力グループに対するご意見・ご要望を東京電力グループ 内担当箇所へ情報連携するとともに、担当箇所の対応状況や結果に関する情報を管理するシステム

以上